

委員会提出議案第2号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月20日提出

議会運営委員会委員長 今北義明

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、上下水道部」を削り、「及び都市整備部」を「、都市整備部及び上下水道部」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。

三田市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 経営政策常任委員会 7人 危機管理部、総合政策部、総務部、財務部、会計課、<u>上下水道部</u>、消防本部 (消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事 項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉教育常任委員会 7人 子ども・未来部、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項 生活地域常任委員会 7人 市民生活部、産業振興部及び<u>都市整備部</u>の所管に関する事項 予算決算常任委員会 21人 予算及び決算に関する事項 以下省略</p>	<p>第1条 省略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 経営政策常任委員会 7人 危機管理部、総合政策部、総務部、財務部、会計課、消防本部(消防署の所 管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業 委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに 他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉教育常任委員会 7人 子ども・未来部、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項 生活地域常任委員会 7人 市民生活部、産業振興部、<u>都市整備部及び上下水道部</u>の所管に関する事項 予算決算常任委員会 21人 予算及び決算に関する事項 以下省略</p>